



届け出・証明

令和3年2月1日より、内線番号が3ケタから4ケタへ変更となります。市民の皆さまへはお手数をおかけしますが、改めてお問い合わせをお願いいたします。

届け出

問 市民課 ☎893-4486

戸籍の届け出、住所の異動等に関する届け出は、届け出た日から法律上の効力が発生するものもありますので、速やかに届け出をしてください。



届け出・証明

■ 戸籍の届け出

- 戸籍の届け出に関しては必要書類、届出期間等が定められています。
- 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届の各届け出の際には、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示をお願いします。

届け出	届出期間	届出人	届出先	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父・母	<ul style="list-style-type: none"> • 父母の本籍地 • 届出人の所在地 • 出生地 	<ul style="list-style-type: none"> • 出生証明書 • 親子健康手帳
婚姻届	届出により効力が発生	夫妻になる人	<ul style="list-style-type: none"> • 夫妻の本籍地 • 夫妻の所在地 	<ul style="list-style-type: none"> • 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） • 証人（成人）二人の署名 • 未成年者は父母の同意書
転籍届	届出により効力が発生	戸籍の筆頭者及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の本籍地 • 新本籍地 • 所在地 	<ul style="list-style-type: none"> • 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
死亡届	死亡したことを知った日を含めて7日以内	親族や同居者	<ul style="list-style-type: none"> • 死亡者の本籍地 • 届出人の所在地 • 死亡地 	<ul style="list-style-type: none"> • 死亡診断書又は死体検案書

印鑑登録

印鑑の登録

問 市民課 ☎893-4411（内線108・109・472）

● 対象／満15歳以上で住民登録している方。1人につき1個の印鑑を登録できます（成年被後見人はできません）

※次の印鑑は印鑑登録ができません

- 同じ世帯の人が登録印としているもの。
- 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名または氏と名の一部を組み合わせた文字で表していないもの。氏の後ろや名の後ろを組み合わせたもの。
- ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの。
- 印影の大きさが一辺8ミリの正方形に収まるもの、または一辺25ミリの正方形に収まらないもの。
- 印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの。
- 職業、資格、住所、生年月日、屋号、模様を加えたもの。
- 印面が平らでないもの、または印面が破損または摩耗しているもの。
- 輪郭がないもの、または輪郭が欠けているもの。
- その他、登録に適当でないもの。

○登録に必要なもの

- 登録する印鑑
- 官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

※官公署発行の顔写真付き身分証明書の提示がない場合、原則、即時登録はできません。

○保証人登録

官公署発行の顔写真付き身分証明書がない場合でも、宜野湾市で印鑑登録している方が保証人となり、申請者が本人であることを証明した場合、即時登録することができます。

保証人となる方は、申請者の印鑑登録申請書に保証人の登録印の押印と、住所、氏名等を記入する必要があります。

○代理人登録

病気等によりやむを得ず代理人に依頼するときは、印影および印鑑登録申請を委任する旨が記載された「代理権授与通知書」が必要になります。代理人による申請の場合、本人の意思確認を行うため、即時登録はできません。

○登録印鑑の変更

登録した印鑑を変更する場合は、改印の手続きが必要で、す。手続方法は、新規登録と同様な手続きとなります。（改印前の印鑑登録証もご持参ください。）

○印鑑登録の抹消

次の場合、申請された印鑑登録は抹消されます。

- 印鑑登録の廃止申請があったとき。
- 市外へ住所を移すなど、住民票が消除されたとき。
- 成年被後見人となったとき。
- 氏または名を変更し、登録された印影と変更が生じたとき。

住民登録

■ 届出人

本人または世帯主
 ※届け出人の本人確認ができるもの
 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)が必要です

■ 届出先

市民課 ☎893-4411(内線108・109)

届け出	届出期間	届け出に必要なもの
転入届 (市外からの引っ越し) 国外からの転入(外国人の方)	引っ越しから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書(前住所の市区町村で発行) ・パスポートと戸籍謄本及び戸籍の附票(海外から転入された方) ・国民健康保険証(すでに加入している世帯に追加で加入する方) ・介護保険の受給資格証明書(介護サービスを受けている方) ・国民年金手帳(国民年金に加入している方) ・在学証明書・教科用図書給与証明書(世帯に小・中学生がいる方) ・在留カード、特別永住者証明書(外国人の方) ※入国の際、在留カードが交付されなかった方は後日在留カード交付する旨の記載(在留カード交付対象者のみ)のあるパスポート <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方)
転出届 (市外への引っ越し)	引っ越し前	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証(登録された方) ・国民健康保険証(加入している方) ・後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方) ・介護保健被保険者証・資格者証(お持ちの方) ・子ども医療費助成受給資格者証(お持ちの方) ※国外へ転出する外国人の方は、再入国許可を得ている場合でも原則として転出の届け出が必要となります。 国外へ転出される方で、マイナンバーカード、通知カードをお持ちの方は持参してください。
転居届 (市内で引っ越し)	引っ越しから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証(加入している方で、変更のあった世帯すべての分) ・後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方) ・介護保険被保険者証・資格者証(お持ちの方) ・子ども医療費助成受給資格証(お持ちの方) ・在学証明書(世帯に小・中学生がいる方) ・在留カード、特別永住者証明書(外国人の方) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方)
世帯変更届 (世帯主変更など)	変更日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証(加入している方で、変更のあった世帯すべての分) ・後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方) ・介護保険被保険者証・資格者証(お持ちの方) ・子ども医療費助成受給資格者証(お持ちの方)



届け出・証明

※状況に応じて、追加資料が必要な場合もございます。

※ご注意ください!※

外国人住民が国内で住所を変更する際に、必要書類【在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれか、転出証明書(他市町村からの転入の場合)等】がそろっていない場合、住所変更を適切に行うことができません。

住所変更が適切に行わなければ、在留資格の取り消し(中長期在留者)や罰則の対象となることがありますのでご注意ください。

各種証明

各種証明書

問 市民課 ☎893-4411 (内線108・109・472)

窓口に来る方の本人確認の為、運転免許証やパスポート等の身分証をご持参ください。(印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証を必ずご持参ください。)



届け出・証明

区分	手数料
	※1世帯5枚まで
住民票の写し(世帯全員)	1件 300円/
	6~10枚 1件 600円/
	11枚~ 1件 900円
住民票の写し(世帯一部)	※1件 300円
住民票記載事項証明	1件 300円
住民票除票	1件 300円
戸籍謄抄本	1件 450円
除籍謄抄本	1件 750円
原戸籍謄抄本	1件 750円
戸籍の附票(謄本・抄本)	※1件 300円
戸籍記載事項証明	1件 350円
戸籍届出受理証明	1件 350円
戸籍届出受理証明(上質紙)	1件 1,400円
身分証明	1件 300円
行政証明(その他証明)	1件 300円
印鑑登録証明書	※1件 300円
広域交付住民票(謄本・抄本)	1件 300円

※印の証明書は、証明書コンビニ交付サービスによる交付にあつては1件200円

証明書コンビニ交付サービス

問 IT推進室 ☎893-4428
市民課 ☎893-4481

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付)を使用し、「住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書・戸籍証明書・戸籍の附票」をコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末(マルチコピー機)から取得することが可能です。

※宜野湾市に本籍地がない方で戸籍証明書・戸籍の附票の取得を希望する場合は、事前に利用登録申請が必要になります。

・「住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書・戸籍の附票」は、窓口交付より100円お得です。

・6時30分~23時までご利用可能です。(土・日・祝日含む)

※ただし、12月29日~1月3日の期間及びメンテナンス時はご利用できません。

・住民票は、氏名・住所等の履歴や住民票コードは記載できません。

注:マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付)をお持ちでない方はご利用できませんのでご注意ください。

※市内3カ所(本庁・市民図書館・市立博物館)に設置している自動交付機は、証明書コンビニ交付サービスの開始に伴い、平成31年3月末をもって終了しました。また、現在お持ちの「ぎのわん市民カード(印鑑登録証)」は、市役所窓口で印鑑登録証明書を取得する際に引き続き必要になりますので、大切に保管してください。

臨時運行許可証(仮ナンバー)

問 市民課 ☎893-4411 (内線123)

登録されていない自動車や自動車検査証の有効期限を過ぎている自動車等を運行させる申請があった場合に、道路運送車両法に定められた場合に限り最小限度の運行許可をするものです。

許可の対象は、登録や車検のために車検場や陸運事務所へ運行する場合や盗難にあったナンバープレートの再交付を受けるため陸運事務所へ運行する場合です。

○許可申請に必要なもの

- ①自動車検査証
 - ②自動車損害賠償責任保険証明書(原本)
 - ③申請人の住所を確認できる身分証明書(運転免許証等)
- ※廃棄、抹消、検査・登録を受ける目的ではない車検切れの車両移動に対しての運行許可(仮ナンバーの貸し出し)はできません。

※12:00~13:00を除く。

特別永住者証明書

入管特例法の改正により、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。特別永住者証明書の申請、記載事項の変更、交付は、市民課で行っています。次の届け出・申請をおこなう際には旅券、写真1枚(規格あり)、特別永住者証明書(外国人登録証明書)及び変更内容がわかる書類等を持参してください。

■ 氏名、国籍・地域等の変更届け出

変更が生じたときは、14日以内に届け出てください。

■ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

16歳未満の方→16歳の誕生日の6カ月前から16歳の誕生日までに

16歳以上の方→有効期間の2カ月前から有効期間が満了する日までに

■ 特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失による再交付申請の際は、警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行されるり災証明書等の疎明資料も持参してください。

■ 外国人登録証明書から特別永住者証明書への切り替え

現在お持ちの「外国人登録証明書」は一定期間「特別永住者証明書」とみなされます。みなされる期間の日までには特別永住者証明書の切り替え手続きを行ってください。

※外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間(年齢や外国人登録証明書に載っている次回確認(平成24年7月9日に切替)申請期間の始期によって異なります)は、以下のとおりです。

16歳未満の方	16歳の誕生日まで
---------	-----------

※特別永住者証明書の氏名は、アルファベットで表記されますが、漢字(正字)を併記することもできます。「通称名」は記載されません。